

令和8年度ひなたスタートアップ等中小企業支援事業業務企画提案協議に係る質問回答

	資料	項目	該当箇所	質問	回答
1	仕様書	2(2)伴走支援（アクセラレーションプログラム）の企画・実施	(オ) 受託者は、支援対象者との間でNDA（秘密保持契約）を締結した上で、支援を行うこと。	県との業務委託契約の中で、秘密保持の条項があると思うが、個別の支援対象者ともNDAを締結する必要があるのか。	事業を進めるに当たり、必ずしも県を経由せず受託者と支援対象者が直接やりとりすることも想定され、過去に支援対象者から対象者毎にNDAを締結してほしい旨の要望もあったため、本事業においては、支援対象者毎に締結する取り扱いとする。